

江田島市農地利用最適化推進委員

募 集 要 項 (追加募集分)

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会に農地等の利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が新設されました。

江田島市農業委員会では、平成29年11月に新体制へ移行しましたが、能美町における推進委員に欠員が生じたため、以下の通り追加募集を行います。

1 推進委員の募集人数、地区、任期等

(1) 募集人数

1人（農業の知識、経験のある方）

(2) 募集地区

能美町

(3) 任期

農業委員会が委嘱する日から農業委員の任期満了日まで（平成32年10月31日）

(4) 身分

江田島市の特別職の非常勤職員

(5) 報酬

月額 16,000円

2 活動内容（予定）

(1) 農地等の利用状況調査・利用意向調査の実施

(2) 担い手への農地の集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等（農業委員との連携）

(3) 農業委員会の総会へ必要に応じて出席

(4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

(5) 研修会等への参加

3 秘密保持義務

業務上知り得た情報は、在職中だけではなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する方。ただし、次のいずれにも該当する方とします。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市が設置する他の執行機関の委員でない者

(3) 本市の職員でない者

(4) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

5 募集方法

- (1) 個人による応募
- (2) 法人その他の団体又は個人による推薦

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人は、所定の届出書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、江田島市農業委員会又は能美市民センターへ提出してください。(ファックス、電子メール等による届出はできません。)

- (1) 個人が推薦する場合…………… 様式第1号の届出書に記入
- (2) 法人その他の団体が推薦する場合 …… 様式第2号の届出書に記入

7 応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする方は、所定の届出書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、江田島市農業委員会又は能美支所へ提出してください。(ファックス、電子メール等による届出はできません。)

- ・様式第3号の届出書に記入

8 推薦・応募の受付期間

平成30年4月2日(月)から5月1日(火)まで【必着】

- ・届出書を持参される場合は平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集要項及び届出書は、次の窓口に募集要項及び届出書を備え付けています。(募集要項及び届出書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)また、江田島市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 江田島市農業委員会事務局(江田島市役所3階)
- (2) 能美市民センター

10 選考方法

書類審査のほか、必要な場合は面接を実施し、選考します。

11 選考結果の通知

選考結果は、平成30年6月中に、推薦者(個人又は法人・団体)及び応募者へ文書により通知します。

12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中及び受付期間の終了後、江田島市ホームページに、届出者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者(法人その他の団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに人柄を明らかにする事項

- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名，職業，年齢，性別，経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を江田島市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が江田島市農業委員に応募しているか否かの別

1 3 注意事項

- (1) 提出された届出書は，返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は，すべて推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため，必要に応じて関係機関に対して照会します。

1 4 届出書の提出先・問い合わせ先

〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地（市役所3階）

【江田島市農業委員会事務局】

電話 0823-43-1645（直通）

【能美市民センター】

〒737-2301 江田島市能美町中町4859地9

電話 0823-40-2777（直通）

【参考1】 「農業委員会等に関する法律」の主な改正内容

① 農業委員会業務の重点化

- ★「農地等の利用の最適化の推進」として、農業委員会が、農地流動化や農地の有効利用の推進に取り組んでいくことが義務付けられました。

② 農業委員の選出方法の変更

③ 農地利用最適化推進委員の新設

- ★「農地等の利用の最適化の推進」を強化するため、農業委員と連携して担当区域ごとに活動する農地利用最適化推進委員が新設されました。
- ★農地利用最適化推進委員の活動内容
 - ・農地の利用状況調査
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消などの農地の有効利用の推進など

【参考2】 農地利用最適化推進委員の選任の流れ

〈農地利用最適化推進委員〉

